平成２２年（フ）第３７４号
山梨県甲府市青沼２丁目13番６号
債務者　杉山美津子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
山梨県甲斐市篠原3101番地清水住宅
債務者　福島ゆかり
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７８号
山梨県甲斐市西八幡3890番地６
債務者　平賀　　篤
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
山梨県南アルプス市田島312番地１　田島団地１―303
債務者　杉本　　愛
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
山梨県山梨市上之割98番地
債務者　清水　由佳
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８８号
山梨県甲府市朝日５丁目８番27号
債務者　青柳　洋布
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０号
山梨県都留市上谷1528番地３
債務者　穂坂　勝美
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
山梨県富士吉田市新倉998番地の１
債務者　希代　　進
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
山梨県富士吉田市新倉998番地の１
債務者　希代　雅子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
山梨県富士吉田市新西原２丁目33番36号　ロイヤルハイツ深沢101
債務者　希代　陽介
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第５８８号
愛知県豊田市日之出町２―16―１　レオパレスエストーディオⅡ204号室、住民票上の住所北海道美唄市字美唄1718番地（南美唄町下17条１丁目）左２号
債務者　庄子　　彰
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６２９号
愛知県西尾市上矢田町神明寺60番地　ウインドバレー101号室
債務者　松井　武仁
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
滋賀県栗東市林413番地４
債務者　梶原　　操
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１５号
滋賀県栗東市下鈎1021番地　寺七ハイツ102号
債務者　草川　亜紀
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４４号
滋賀県栗東市下戸山132―10、住民票上の住所滋賀県栗東市下戸山1343番地
債務者　最上千鶴子こと　最上　千照
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６１号
大津市螢谷５番34号
債務者　布施　正利
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７０号
滋賀県甲賀市水口町山上865番地９
債務者　沖　　淳子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大津地方裁判所民事部